

【参照条文】

宅地建物取引業法（昭和27年6月10日 法律第176号）（抄）

（講習業務の実施に係る義務）

第17条の7 登録講習機関は、公正に、かつ、第17条の5第1項の規定及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により講習業務を行わなければならない。

（改善命令）

第17条の13 国土交通大臣は、登録講習機関が第17条の7の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習業務を行うべきこと又は登録講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。